

証 号 4 5 乙

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案 新旧対照条文

目次

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第六条関係）	1
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第七条関係）	2
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第八条関係）	3
○ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第 号）（抄）（附則第九条関係）	5
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第十条関係）	6
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第十一条関係）	7
○ デジタル庁設置法（令和三年法律第 号）（抄）（附則第十二条関係）	8

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（利用範囲） 第九条（略） 2・3（略） 4 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第九百九十七号第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第九十五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九条の四の第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の第三項、第三十七条の十四第三十一項、第七十条の二の二第十五項若しくは第七十条の二の三第十四項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第十号）第四条第一項若しくは第四条の三第一項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第 号）第六</p>	<p>（利用範囲） 第九条（略） 2・3（略） 4 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第九百九十七号第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第九十五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九条の四の第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の第三項、第三十七条の十四第三十一項、第七十条の二の二第十五項若しくは第七十条の二の三第十四項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第十号）第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行</p>

案第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

5・6 (略)

別表第一(第九条関係)

一〇百一 (略)	(略)
百二 預金保険機構	<p>預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律による通知又は情報の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>

政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

5・6 (略)

別表第一(第九条関係)

一〇百一 (略)	(略)
(新設)	(新設)